

大崎運輸区の安全衛生委員会で再び問題発生！

今度は議事録改ざん

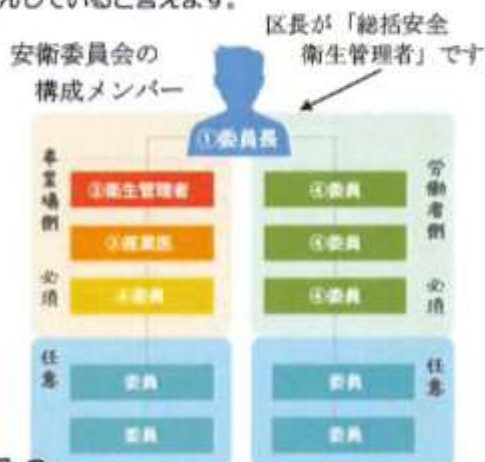


JR東労組 大崎運輸区分会情報
2019. 6. 9 No.136
発行責任者 伊勢田和己
編集 情報室

またも問題が!!これはひどすぎる! 安衛委員会の「議事録」を会社が改ざん!!

労働安全衛生法 23 条は、「安衛の透明性を確保し、議事の概要を周知しなければならない」と明記しています。しかし、会社が掲出している安衛の概要の周知は、以下の実態です。*なお、安衛の議事録は「3 年間保管する」ことが、労働安全衛生法で定められています。

- ① 5月17日に開催された第2回安衛で、東労組の代表委員が14項目にわたって発言した内容が大幅に削除され、2項目しか記載されていません。明らかに、意図的に改ざんしていると言えます。
- ② 私たちが事故の予防の議論をしても、使用者側・現場長は「安衛の議題ではない」と見解を示し議論を打ち切りますが、これも「安衛・議事録」に記載しなくてはなりません。なぜなら、労働安全衛生法には、「労働者の危険と健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること」を調査審議と明記されており、議論しなくてはならない事だからです。これに対して使用者側の「安衛の議題ではない」は、勝手な見解を述べているに過ぎませんので、私たちの発言に対しての使用者側の見解として議事録に記載しなくてはなりません。
- ③ 安衛委員は「労働者の過半数を超える労働組合がある場合は、労働者の代表が委員」となります。しかし、会社の安衛議事録には「社員代表」と記載され、明らかに問題です。



私たちは安衛の「審議内容」と「議事録の改ざん」について、労基署へ相談をしました。

- ・議事録の改ざんは望ましくありません。
- ・JR全体が、こんなにひどいの？それともこの事業所（大崎運輸区）だけなの？
- ・安衛は労使で安全に関わる危険なリスクを審議すべきで、事業所長が牛耳っているようでは、安衛の意味が無い！



労基署監督官のコメント

36 協定締結の団交で指摘しましたが、会社は議事録も改ざんしています。会社は議事録の改ざんを是正し、安全衛生委員会の正常な運営をすべきだ！

現場長の勝手な見解で議論拒否
さらに議論内容を議事録から削除
労働安全衛生法を蔑ろにする暴挙